



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 1279 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
(税務課)
- 1280 和歌山県庁南別館管理運営業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(管財課)
- 1281 情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を廃止する要綱
(情報政策課)
- 1282 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止
(障害福祉課)
- 1283 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更
(")
- 1284 和歌山県ニホンジカ保護管理計画(第1期)の公表
(果樹園芸課)
- 1285 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容
(森林整備課)
- 1286 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容
(")
- 1287 道路の区域変更
(道路保全課)
- 1288 新道路の供用開始等
(")
- 1289 道路の区域変更
(")
- 1290 新道路の供用開始等
(")
- 1291 道路の区域変更
(")

○ 訓令

- *29 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
(医務課)

○ 公告

- 入札公告
(管財課)

告 示

和歌山県告示第1279号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の指名又は名称
橋本全宏 橋本石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地

和歌山県和歌山市市小路91

- 3 特約業者の指定取消しの年月日
平成20年7月31日

和歌山県告示第1280号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、和歌山県庁南別館管理運営業務委託に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 総合評価一般競争入札に付する業務及び数量
和歌山県庁南別館管理運営業務委託 一式
- 2 入札参加者の資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。ただし、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員は3者以内とし、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で参加することはできない。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (3) 国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。
コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の認定を受けている者であること。
コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項で定める事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関して保安の監督ができる地位にある主任技術者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第6条で定める特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるように監督ができる建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

- (7) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。)第13条第3項で定める貯蔵所及び取扱所において危険物を取り扱うこと及びその取扱い作業に関して立ち会うことができる甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者を選任することができる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たすものであること。

- (8) 原則として、この入札に係る管理運営業務と同種の業務を資格審査申請日の属する事業年度の直前の事業年度までの連続する5事業年度において、継続して2年以上当該業務を営んでいた実績のある者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについても、原則として、この入札に係る管理運営業務と同種の業務又は当該業務の一部を資格審査申請日の属する事業年度の直前の事業年度までの連続する5事業年度において、継続して2年以上当該業務を営んでいた実績のある者であること。

- (9) 資格審査申請日の属する事業年度の直前の事業年度までの連続する5事業年度において一定規模の施設の管理運営業務を所有者から直接受託した実績を有すること。

コンソーシアムにあっては、出資の割合が最大である構成員がこの要件を満たすものであること。

- (10) 県内に本社、支社等の明らかな営業の活動拠点を有する者又は有する予定の者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)が経営若しくは運営に関与している者でないこと

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (12) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (13) 和歌山県庁南別館管理運営業務委託に係る総合評価

を行う委員会の委員又は当該委員と直接の利害関係のある者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (14) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (15) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (16) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (17) (1) から (16) までに掲げるもののほか、契約の履行が困難であると認められる者でないこと。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア この総合評価一般競争入札の資格審査申請者(以下「申請者」という。)がコンソーシアム(この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織をいう。以下同じ。)でないとき。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 経営状況等に関する調書(事業経歴書)
- (ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(エ) 印鑑証明書(法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 和歌山県が課する県税全税目
- c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

(カ) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

(キ) 誓約書

(ク) 使用印鑑届
 (ケ) 営業に関し、許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し
 (コ) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状
 イ 申請者がコンソーシアムであるとき。
 次の(イ)から(ケ)までの書類については構成員毎に提出すること。
 (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム用)
 (イ) 経営状況等に関する調書(事業経歴書)
 (ウ) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 (エ) 印鑑証明書(法人にあっては法務局、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)
 (オ) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 b 和歌山県が課する県税全税目
 c 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村住民税)
 (カ) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
 (キ) 誓約書
 (ク) 使用印鑑届
 (ケ) 営業に関し、許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し
 (コ) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状
 (サ) コンソーシアム協定書
 コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
 (2) (1) のアの(ア)、(イ)、(キ)、(ク)及び(コ)又は(1)のイの(ア)、(イ)、(キ)、(ク)、(コ)及び(サ)に掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの申請用紙は、平成20年9月30日(火)から平成20年10月14日(火)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
 (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年10月24日(金)午後5時までの間に和歌山県総務

部総務管理局管財課に対して書面(ファクシミリを含む。)で行うものとする。
 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 平成20年9月30日(火)から平成20年10月24日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までに5に掲げる場所で受け付ける。なお、郵便による提出は認めないものとする。
 5 資格審査申請書類の配布の場所
 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
 和歌山県総務部総務管理局管財課
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2212
 ファクシミリ番号 073-441-2248
 6 申請書類に使用する言語
 申請書類に使用する言語は、日本語とする。
 7 資格審査の結果通知
 申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年11月12日(水)までに決定し、別途通知する。
 なお、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。
 8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
 (2) (1)の説明は、平成20年11月18日(火)までに書面により求めるものとする。
 (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
 (4) 説明に対する回答については、平成20年11月21日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
 (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。
 9 競争参加資格認定の有効期間
 競争参加資格認定の有効期間は、競争入札参加資格結果通知書により通知した日から平成24年3月31日(土)までとする。ただし、平成24年4月1日(日)以降の和歌山県庁南別館管理運営業務委託に係る入札参加資格は有しないものとする。

和歌山県告示第1281号

情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を廃止する要綱を次のとおり定める。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱を廃止する要綱

情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年9月30日から施行する。

て、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

和歌山県告示第1282号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3010100711	フレンドケア福祉センター	和歌山市木広町4丁目6	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動法人 三ツ葉会フレンドケア福祉センター	和歌山市木広町4丁目6	平成 20.9.1

和歌山県告示第1283号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011700279	社会福祉法人和歌山つくし会障害児デイサービス事業所つくしの里	児童デイサービス	事業所の名称	社会福祉法人和歌山つくし会障害児デイサービス事業所もやま	社会福祉法人和歌山つくし会障害児デイサービス事業所つくしの里	平成 20.4.1

和歌山県告示第1284号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、和歌山県ニホンジカ保護管理計画（第1期）を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき公表する。

なお、当該保護管理計画は、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境保全室及び各振興局産業振興部農業振興課に備え付けて縦覧に供する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

(2) 期間

平成20年10月21日から平成21年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成20年8月20日から平成20年9月30日までの間に1の

(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1)3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林

和歌山県告示第1285号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

和歌山県告示第1286号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、みなべ町、印南町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成20年10月21日から平成21年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破碎すること。

4 命令をしようとする理由

平成20年8月20日から平成20年9月30日までの間に1の

(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

和歌山県告示第1287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田市宮原町須谷字高関31番地先から同市宮原町須谷字元川原570番1地先まで	旧	4.60 } 11.90	1,023.10	
有田郡有田川町大				

字田口字須谷45番3地先から有田市宮原町新町字新田356番1地先まで	旧	13.50 } 19.90	1,564.40	
同上	新	13.50 } 19.90	1,564.40	

和歌山県告示第1288号

平成20年和歌山県告示第1287号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年9月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 有功天王線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市六十谷字西加納田269番25地先から同市六十谷字南加納田292番地先まで	旧	4.48 } 12.04	195.61	
同上	新	4.48 } 20.54	201.28	小豆島船所線 L=64.10と重用

和歌山県告示第1290号

平成20年和歌山県告示第1289号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年9月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市六十谷字南加納田301番4地先から同市六十谷字柳原113番3地先まで	旧	5.55 } 6.50	422.20	有功天王線 L=145.23と重用
同上	旧	5.55 } 7.00	416.70	有功天王線 L=145.23と重用
同上	旧	5.55 } 7.50	427.20	有功天王線 L=107.24と重用
同上	新	11.90 } 22.53	420.00	有功天王線 L=212.16と重用
同上	新	5.55 } 22.53	422.20	有功天王線 L=145.23と重用
同上	新	5.55 } 22.53	427.20	有功天王線 L=107.24と重用

訓 令

和歌山県訓令第29号

福 祉 保 健 部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の

勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成14年和歌山県訓令第7号)の一

部を次のように改正する。

第2条第3項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

第3条第2項の表栄養職員及びリハビリテーション職員の項を削る。

第4条の表看護師長職員及び副看護師長職員の部第1の項を次のように改める。

第1のA	休憩時間を除き、午前零時から午前8時45分までとする。	午前4時から午前4時45分までとする。
第1のB	休憩時間を除き、午前零時から午前8時45分までとする。	午前4時45分から午前5時30分までとする。

第4条の表看護師長職員及び副看護師長職員の部第4の項を次のように改める。

第4のA	休憩時間を除き、午後4時から翌日の午前零時45分までとする。	午後8時から午後8時45分までとする。
第4のB	休憩時間を除き、午後4時から翌日の午前零時45分までとする。	午後8時45分から午後9時30分までとする。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁南別館管理運営業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

平成20年9月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号 平成20年度委託第1号

(2) 委託業務の名称及び数量

和歌山県庁南別館管理運営業務委託 一式

(3) 委託業務の仕様等

和歌山県庁南別館管理運営業務総合評価一般競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）及び入札説明書による。

(4) 委託業務の実施場所

和歌山県和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

(5) 契約期間

契約期間は、平成21年4月1日（水）から平成24年3月31日（土）までとする。

(6) 予定価格 278,223,015円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1280号に規定する和歌山県庁南別館管理運営業務委託に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局管財課（以下「管財課」という。）

(2) 日時

平成20年9月30日（火）から平成20年10月14日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

4 実施要項及び入札説明書（以下「実施要項等」という。）

の交付及び説明会の場所、日時等

(1) 実施要項等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) 説明会（現地見学会を含む。）を行う場所及び日時等は、次のとおりとする。

ア 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館3階 防災対策室

イ 日時

平成20年10月16日（木）午前10時から

ウ 説明会への参加手続

説明会への参加を希望する者は、入札説明書に定める書面（ファクシミリを含む。）により、次のとおり行うものとする。

(ア) 提出期間

平成20年9月30日（火）から平成20年10月14日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 提出場所

3の(1)に同じ。

(3) (1)の規定により交付する実施要項等に関して質問のある場合は、平成20年10月17日（金）から平成20年10

月24日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに管財課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 総合評価のための事業計画書の提出場所及び日時等

入札に参加しようとする者は、次に定めるとおり事業計画書を提出しなければならない。

(1) 事業計画書を提出する場所及び日時

ア 提出場所

3の(1)に同じ。

イ 提出期間

平成20年11月21日(金)から平成20年11月26日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) (1)の事業計画書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書を持参するものとする。

(3) 郵便による事業計画書の提出は認めないものとする。

6 入札の場所及び日時

(1) 入札書の提出場所及び日時は次のとおりとする。

ア 提出場所

3の(1)に同じ。

イ 提出期間

5の(1)のイに同じ。

(2) (1)の入札書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された通知書を持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出は認めないものとする。

7 事業計画のヒアリング及び開札の場所、日時

事業計画のヒアリング及び開札の場所、日時は次のとおりとする。

(1) 場所

入札に参加した者に別途通知する。

(2) 日時

入札に参加した者に別途通知する。

8 総合評価一般競争入札方法等に関する事項

(1) 入札方法

ア 総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

参加資格の認定を受けた参加者は、次の必要書類を提出するものとする。

(ア) 入札書

(イ) 事業計画書

※ 上記(ア)の入札書は、封筒に入れ封印をし、入札者の氏名(社名)並びに事業年度及び事業番号、委託業務の名称及び数量を表示して提出するものとする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の100分の5

に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

県は、次に定める方法により落札者を決定する。

ア 次の条件に適合しない入札参加者は、評価の対象としない。

(ア) 入札価格が1の(6)に定める予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。

(イ) 事業計画書が、実施要項で定める要求水準をすべて満たしていること。

イ アの規定により評価の対象とならなかった者以外の者について、エに定める総合評価の算出方法により算定した総合評価点を比較して最も高い評価点を得た者を落札者とする。

ウ 最も高い総合評価点を得た入札参加者が2以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者のうち開札時に出席しない者については、本県職員がくじ引きを代行の上落札者を決定するものとする。

エ 総合評価点は、次に定める方法により算出する。

総合評価点 = (基礎点(下記A) + 加算点(下記B)) ÷ 入札価格

A: 基礎点

実施要項に定める業務要求水準をすべて満たしているか否かについて評価を行い、事業計画書がすべての業務要求水準を満たしている場合は適格として基礎点を付与し、満たしていない場合は失格として評価の対象としない。

B: 加算点

事業計画書のうち、加算点項目について、その提案が優れていると認められる者については、加算点の上限の範囲内で、その程度に応じて加算点を付与する。

9 入札保証金に関すること

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加する場合は、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を

除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合は、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、競争入札参加資格停止措置を受けて競争入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に定める入札が無効となる事由に該当するときは、入札を無効とする。

12 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、実施要項等に記載するとおりとする。

(2) 入札の開札には、管財課の職員が立ち会うものとする。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。